

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める
意見書

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、昨今の物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質および量の確保が困難となっている実態があります。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と子育て支援や少子化対策への貢献という両面から極めて重要な政策的意義を有します。政府は小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示しています。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費をまかなう必要が生じます。その結果、物価高騰や米不足等の影響によって給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがあります。無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければなりません。

よって、国による給食無償化の実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質および量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないよう下記の事項について特段の取り組みを強く求めます。

記

- 1 給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。
- 2 長期欠席児童生徒や、私立学校やフリースクール等で学ぶ子どもたちに加えて、重度アレルギーや代謝性疾患のために弁当対応している子どもたちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和7年6月19日

新宿区議会議長名

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
文部科学大臣	
農林水産大臣	